

万葉集における語・告・謂・言の訓：表記意識と用字法との関連において

鶴, 久
九州大学助手

<https://doi.org/10.15017/12375>

出版情報：語文研究. 4/5, pp.87-95, 1956-10-30. 九州大学国語国文学会
バージョン：
権利関係：



万葉集における語・告・謂・言の訓

― 表記意識と用字法との関連において ―

鶴

久

楔形文字で表はされてゐる天・日・立つといふ語の図形は同時に神（又は星）・太陽・歩くといふ語も表はしてゐるらしい。実例において、これらの図形がそれ／＼天・日・立つといふ意味の語に対応してゐるか、神・太陽・歩くといふ意味の語に対応してゐるかは、文意、文脈によつて判定される。といふのは天・神・立つ・歩くといふ意味の語を表音的に表記した例が別に存するからである。

このヒツタイトの表記法はまさに我が万葉仮名による表記法と揆を一にしてゐる。といつても一つの漢字がどの訓に対応してゐるか見わけけることは容易なわざではない。有名な「莫囂円隣之」の歌を引用するまでもなく、しばしば学者を難渋させるのである。それ程でなくとも、漢字がその場合に應じて、如何なる訓と対応してゐるかを正しく把握するには色々な障礙を乗り越えて行かなければならない。

この為にはこれ迄多くの人々の力が与つてゐるし、今後も多くの人々の力を必要とするであらう。したがつて、漢字と訓の対応を正しく把握し、正しい訓を施して行くのは万葉研究者の任務でもあらう。

こゝに「五十日」と表記された字面がある。この字面は「イヒ」とも「イカ」とも訓めるので、このまゝでは何れとも決定し難い。しかし「五十日」が一度文に機能したとき

……吾者五十日^{われは}手^て寸^き忌^いむべきものを（十二・二九四七）
……もも足らず五十日^{だに}太爾^{につく}作り……（一・五〇）
の如く、文意・文脈によつて前者は何うしても「イヒ」としか訓めず、後者は「イカ」と対応してゐるといふことは一見して見わけが付き誤訓は起らない。かくの如き例ならば問題はないが、

ま玉つくをちこちかねて言齒五十戸常あひて後こそ悔
には有跡五十戸（四・六七四）

の例が示してゐるやうに、「五十戸」は「イヘ」と訓めるから

橘を守部乃五十戸之門田わせ蒔る時過ぎぬ来じとすら
しも（十・二二五一）

の「五十戸」も「イヘ」と訓まれた。意味上からも「イヘ（家）」で立派に通じるのである。しかるに實際は、この歌の表記者は「五十戸」を「イヘ」と訓むべく表記したのではなく、「サト」と訓むべく使用したのである。これは特殊仮名遣の発見によつて解決された。ほんの一例ではあるが、同一字面でも個人差によつて表記者の意図する訓に個性の表はれてゐることが理會できるであらう。又、「不知」といふ字面は「シラズ」とも「シラニ」とも訓める。

意味も酷似して、二訓の差は微妙なところであり、「不知」と表記してある字面に対しては、その時の調子といはうか、感じによつて「シラズ」とも「シラニ」とも訓んでゐたやうで訓が一定してゐなかつた。これに対して佐伯梅友博士は一字一音にて表記した仮名書きの例や確實に「シラズ」或いは「シラニ」と訓まれる例から帰納して、文脈により、状態表現であるか、理由を表はしてゐるか、上の

助詞が「モ」であるか「ヲ」であるかによつて「シラズ」と訓むか「シラニ」と訓むか科学的に決定して行かれた。^{（後三）}
即ち、同じ「不知」の字面であつても、表記者は「シラニ」と訓むか「シラズ」と訓むか意識的に区別して表記し、又誤まられることなく伝達されたことが理會出来る。二三の例で割愛するが、とにかく同一漢字における訓は可能なる限り自由に駆使され、それは又誤られることなく相手に理解された——若し誤られるやうな時は曖昧な表記を避ける傾向が強く見られる——ことを理解出来れば事は足りるのである。特に個人差による訓は我々の想像を遙かに越えてゐる場合があるから、漢字と訓の対応を正しくより深く理會することは、とりもなほさず当時の人々の用字意識や用字法を把握することになるのではなからうか。以下、告・語・謂・言等の漢字は場合に應じて、それに対応する訓が色々あることから当時の人々の用字意識や用字法に触れて見たいと思ふ。

…永き世に在りけるものを世の中の愚し人の吾妹子に
告而語久しましくは家に歸りて父母爾事毛告良比明日
のごと吾は来なむと言ひければ妹が答久……（九・一
七四〇）

この歌は有名な「水江の浦島子」の長歌の一節であるが、

右の傍点の「告良比」は古来「ツゲラヒ」と訓まれてゐたが、「ノラヒ」と訓読されて以来諸註釈書この訓を踏襲して、何等疑をはさんでゐない。告はノル・ツゲ・マラス……等、色々に訓まれる文字であるが、集中、数多く使用されてゐるにも拘らず、殆んどノル・ツゲにのみ用ゐられてゐるところから、集中の告字は如何なる場合にもノルかツグかで片附けられてゐる。当面の問題である「告良比」も「ノラヒ」と訓んで意味は通じる。しかしながら「ノル」といふ語は、例へば

…家問へば家をも不告名を問へど名だにも不告…（十

三・三三三六）

…邦問へど国をも不告…（九・一八〇〇）

…奈何名能良佐禰（五・八〇〇）

…乃良奴伎美我名占に出にけり（十四・三三七四）

…みこしちのたむけに立ちて妹が名能里都（十五・三

七三〇）

占にも告有（十一・二六一三）

の如く、集中、全用例例外なく名・家・国・ト占等のみにしか使用されず、父母や妻子と話しあつたりする場合「ノル」といふ語を用ゐないのである。もし「ノラヒ」と訓めば「父母にことも告良比」とあるから、唯一の例外と

なる。このやうな場合は「ノル」でなく

母父に妻に子等に語而（三・四四三）

吾妹子が母に語久（九・一八〇九）

うつくし妻と不語別れしければ（十三・三二七六）

の如く「カタル」といふ語を用ゐてゐる。用例によつても、ノルとカタルは同じ範疇に入る言葉であるが意味と用法を多少異にしてゐる。浦島子の場合は意味と用法からして、補正のやうに「カタラヒ」とありたいところである。更に、

おもほしき許登母加多良比なぐさむる（十八・四一二

五）

わが恋ひし事毛語なぐさめむ（十一・二五四三）

の如き傍證例に照合すれば「事毛告良比」と訓読するのが自然に思はれ、「コトモノラヒ」の六音といふ格調上の難点も一掃される。しかしながら、告字を集中カタルと訓んだ例は一つもなく、こゝに難点がないわけでもない。補正の訓がかへりみられなかつたのもそこにあると思はれる。

ところで、上代における程、文字は可能な限り自由に駆使され、個人差を考慮すると、現在、或漢字に対する代表的な一二訓を以てする我々の想像を遙かに超越してゐることを想起したい。先づ康熙字典で中国における告・語・謂

の文字を見てみると、告は玉篇に語也とあり、広韻に報也とある。語は広韻に告也とある。謂は説文に報也、広韻に告也・言也とあつて、告・語・謂等は中國では通用して用ゐられることがあつたと見て差支へあるまい。中國で告・語・謂が通用されることがあるとすれば、我國において、絶対に通用を認められないとは誰が断言出来るであらうか。新撰字鏡によると、告は語也、語は告也、謂也、言也、謂は告也、報也、言也とあつて告・語・謂は通用されてゐる。字鏡の性質からして告は語也とあるから「カタラヒ」と訓めるとは言ひ難いが、集中、語はカタルのみならず「家の妹に物不語来て思ひかねつも（四・五〇三）」、謂はイフの他に「里人も謂つぐがね（十二・二八七三）」と語・謂をイフ・カタルに通用させて用ゐる——歌調の上からの影響も多分にあらう——、又、カタルの訓ではないが「莫語之花（七・一二九〇）」「勿謂花（七・一一七九）」「莫告藻（七・一一六七）」「勿謂藻（十二・三〇七七）」と語・告・謂を通用させてノルに使用してゐることを考慮すると、告字の使用上からの難点は薄らぎ、「カタラヒ」と訓む可能性が濃くなつてくる。時代は下るが類聚名義抄（観智院本・高山寺本共）に告に対する「カタラヒ」の訓が見えるのを加味した場合、上代文献に告を「カタ

ル」と訓んだ確実な例はないにしても、「告良比」を「カタラヒ」と訓むことは許されるのではなからうか。しからば、何故、告を「カタラヒ」と訓むべく普通と異つた表記法によつたのであらうか。それは、勿論個人差による用字法の特色の現はれであらうが、同歌の「明日のごと吾は来なむと言ひければ妹之答久……（九・一七四〇）」の「答久」が「返答」の意をも表示してゐるのと同じく、音韻的な言葉とは別に、文字の可視性における意味の拡充を意識してのことと推察される。例へば「山彦乃答響まで（十・一九三七）」の答を「アヒ」と訓むに使用してゐるのは「山彦乃」に対して極めて至当な表記法といへる。同じ「オヤ」にしても「父母」「祖」には表記者の表記意識が働いてゐるのであつて、文字には音韻的な言葉と別にその可視性によつて、直接表現に参与することがある故、当然表記者の用字意識は文字の選択に強く影響してくることも見落してはならない。「告良比」も「カタラヒ」と訓ませ、広韻に報也とあり、集中「ツゲ」とも多く訓まれてゐる如く、その表意性によつて「父母に色々事情を話す（つげる）」といふ意を表示した、いはば「答」の表記と共にこの歌の用字の特色の一つと考へられる。そこに当時の文字の駆使が現代人の想像を遙かに越えて、如何に広範囲に行はれたか、思ひを新たにすると共に、当時の

人々の表記意識や用字法の一端に触れ得たことを喜ぶのである。

以上は一例に過ぎないが、告語・謂・言が通用されることは勿論、場合に適應する国語に読み替へられることがあるといふことを推察して戴けることかと思ふ。これらの文字が何れの訓と対応してゐるかは文意・文脈により、併せて他の傍證例から推定し決定出来るのではないかと思はれる。前掲した同じ浦島子の「吾妹子に告而語久」とある「告而語久」も「ノリテカタラク」と訓まれてゐるが、このやうな文意において「ノル」といふ語は用ゐられず

旅に久しくあらめやと妹に伊比之乎(十五・三七一九)
家の妹にも伊波受来にて思ぐるしも(十四・三四八一)
妹のらにも伊波受来にておもひかねつも(十四・三三八)

家の妹にも不語来て思ひかねつも(四・五〇三)

家の妹がなるべきことを伊波受きぬかも(二十・四三六四)

の如く、すべて「イフ」といふ語にて表現してゐる。こゝは「カタリテイハク(又はイヒテイヘラク)」と施訓しては如何であらうか。告には同歌中に「カタラヒ」の例が共存し、語は「不語」の例もあり、「イハク」は一種の陳述

副詞とも考へられ、必ず「トイフ(又はト)」と呼応する。例へば

里人の吾に告樂「——」登人曾告鶴(万葉十三・三三〇三)
をとめらが夢に都具良久「——」等曾伊米爾都氣都流

御命以天朕仁勅之久(万葉十七・四〇二一)
「——」勅(統紀宣命二十九詔)

謀家良久「——」等談家利(右同三十詔)
云天在良久「——」止云利(右同三十四詔)

乃大穴持命之申給久「——」止申天(出雲国造神賀詞)

諸神等量申久「天穗日命乎遣而平氣武」止申(遷却崇神祝詞)

親王の云ひけらく「——」と云ひければ(古今集卷九・四一八の詞書)

かちとりのいはく「——」といふ(土佐日記二月五日)

の如くである。かゝる語の呼応は訓点にも数多く見られるのであつて、例へば春日政治先生の訓読によれば、西大寺

本金光明最勝王経の古本
仏具寿阿難陀に告はく「——」とのたまふ。時に阿難

随教を受(け)て敷キヌ〔已〕。白言「——」とまをす(一八七ノ一〇)

顯經四分律の古点(古訓点の研究p186—p187)

仏言マハク「——」トノタマフ(十四)

阿難ノ言サク「——」トマラス(二十五)

(尚春日先生著「西大寺本金光明最勝王經古点の国語学的研究」研究篇p297—p301】参照)

等枚拳に違ないが

ノタマハク「——」トノタマフ

マヲサク「——」トマラス

ツゲラク「——」トツゲ

ハカリケラク「——」トハカル

と呼応の仕方が明瞭に對をなしてゐる。しかして「告而語久」は「登言家礼婆」と呼応してゐるからして、「カタリテイハク(又はイヒテイヘラク)——トイヒケレバ」と訓むべきではないかと思ふ。

○莫告(なりのそ)がなども妹に不告来にけむ(四・五〇九)

の「不告」も「ノラズ」と訓まれてゐるが、前掲の傍證例に照して「イハズ」と訓んでは如何であらうか。因みに

名告藻(なりのそのなほのりそ)之名者告而之乎(十二・三一七六)

名乘藻(なりのそのよしなほのりそ)乃吉名者告世(三・三六三)

等の如き例から、「なりのその」は「名はのる」迄懸る序詞とも見られるから、「なりのそが」を「などか」の「な」と「不告」に懸るとして、「不告」と訓むべきではないかと考へられるかも知れないが

深みるの見まくほしけど莫告藻(なりのその)之のが名惜(な)み問使もやらずて吾は……(六・九四六)

により明かなやうに「莫告藻之」は「名」だけに懸る枕詞である。この例に従へば、五〇九番の「なりのそが」は「などかも」の「な」を言ひ出さん(い)がための序詞とも見られ、「不告」とも訓めるのではなからうか。

○我背子(わがきこ)が来むと語之夜(いひし)はすぎぬ(十二・二八七〇)の「語之」も「カタリシ」と訓まれてゐるが「イヒシ」と訓むべきではなからうか。

我妹子(わがきこ)が待たむと伊比之(いひし)時ぞ来にける(十五・三七〇二)我妹子(わがきこ)が待たむと伊比之(いひし)ときのへゆけば(十五・三七三)妹にあはむと言義(いひてし)之ものを(四・六六四)

来むと云も来ぬときあるを来じと云を来むとは待たじ来じと云ものを(四・五二七)

等の傍證例と対照しても「イヒシ」が穩当と思はれる。

○若草の妻かありけむ思はしき言伝てむやと家とへば家をも告らず名をとへど名だにも告らず泣く子なすことだに不語（十三・三三三六）

の「不語」は古く「ツゲズ」と訓まれてゐたが、考が「トハズ」と改訓して以来、この訓は現在迄踏襲されてゐる。「言語（二十・四三九八）」の例等あるが文意から「トハズ」は相応しない。こゝは旧訓に復すべきと思ふ。語は告と通用されることがあり、広韻に「告也」、新撰字鏡にも「告也」とあるのも参考になるであらう。或いは全註釈のやうに「イハズ」とも訓めるかと考へられるが

ことだにも吾には都氣受（十七・四〇一一）

玉づさのことだに不告（三・四四五）

ことだに將告（十・二〇一一）

我思ふ人のことも告不来（四・五八三）

等の例からして「ツゲズ」と訓みたいと思ふ。

○彦星は嘆かす妻にことだにも告爾叙きつる見ればくる

しみ（十・二〇〇六）

の「告」も「ノル」と訓んでゐる註釈書もあるが、「ツゲニゾキツル」と訓むべきではなからうか。

○邦とへど国をも不告家とへど家をも不云（九・一八〇〇）

○家とへど家道も不云名を問へど名だにも不告（十三・三三三九）

の「不云」も従来「イハズ」と訓まれてきた。云は言と同様、集中数多くの例を見るにも拘らず、殆んど、「イフ」を表記するに使用されてゐるからであらう。しかしながら、前述した如く「ト占」「名」「家」「国」には「ノル」といふ言葉しか用ゐず、一八〇〇番・三三三九番の歌のやうな場合、慣用的な言葉遣と思はれ「ノラズ」と訓みたいところである。しかるに、言を「ノル」と訓んだ唯一の例と考へられてゐた二三七番の志斐姫の歌も沢瀉久孝博士により「イフ」と改訓された現在、集中一例の用例も見出し得ないので、一沫の懸念が残るのであるが、既述の広韻に謂は言也、新撰字鏡に語・謂は言也とあること（云は言と集中通用させて使用）、語・謂は告と共に「ノル」とも訓まれ、言と通用して「イフ」を表記するにも用ゐてゐること、併せてこれ迄に述べて来たことを考慮して

家とへば家をも不告名を問へど名だにも不告（十三・三三三六）

おほさかに逢ふやをとめを道とへば多^た陀^だ邇^に波^は能^の良^ら受^す当^た
芸^ぎ麻^ま知^ち袁^{えん}能^の流^{りゅう}（履中記）

おほさかに逢ふやをとめを道とへば多^た駄^だ邇^に破^は能^の邇^に嚙^を
嵯^そ摩^ま知^ち鳥^の能^の流^{りゅう}（紀・卷十二）

の傍證例と対照した場合、「ノラズ」と訓むのが妥当して
ゐると思はれる。就中

邦問跡[△]国[△]矣[△]毛[△]不[△]告[△]

家問跡[△]家[△]矣[△]毛[△]不[△]云[△]（九・一八〇〇）

家問跡[△]家[△]道[△]裳[△]不[△]云[△]

名矣問跡[△]名[△]谷[△]裳[△]不[△]告[△]（十三・三三三九）

と対句になつてをり、万葉集の用字法の傾向からして、一
字か二字異つた文字を使用するといふのが普通である。^{（註1）}か
やうな万葉集の用字法の傾向からしても「ノラズ」と訓
むのが自然であらう。むしろ「ノラズ」と訓むことによつ
て反つて当時の人々の表記意識や用字法をより深く把握出
来るのではなからうか。そこで

「凡そ漢字に対する常訓（その字に於ける代表的の一
訓）が固著し了つた後世は、その中性的訓方を如何な
る場合にも適用するのが常となつたが、訓方は古代に
溯るほど、場合に適應する個性的国語に読替へられた
ものである云々（「刊後残筆（古訓点の研究p249—p2

501）

といふ春日政治先生のお言葉に注目したい。これは点本
を訓む場合のことであらうが、当然、記・紀・万葉集等、
上代文献を訓読する場合にも適應されるのであつて、まさ
に至言といふべきであらう。

（紙数の關係上、記・紀における語・告・謂・言等の
用字法については一言もしなかつたが、訓には考慮す
べきことがかなり存在することを附言して次の機会を
待つことにする）

○この拙論を草するにあたり、福田良輔先生・春日和男
先生に色々御教示を仰いだ。記して感謝の意を表する。

〔註1〕 亀井孝氏「埋れた言語と埋れた訓詁（万葉十七号）」參
照

Pr.O.R. Guiney, The Hittites (p.117~p.131) 參照

A.C. Moorhouse 著 「文字の歴史（p37—p57）」參照
ねず・まれん訳

Charles Higoumet 著 「文字」[p24—p38] 參照
矢島文夫訳

〔註2〕 遠藤嘉基博士「上代特殊仮名遣の解説と応用（春陽堂万
葉集講座第三卷p344—p345）」

〔註3〕 「不知」の訓について及び『も』の或る場合（二者共万
葉語研究所収）」

〔註4〕

〔註5〕

拙稿「上代人の用字意識と用字法（未発表）」
所謂存続態の助動詞「フ」は四段活用の未然形に接続する
のであるから、文法上認められない。従つて「ツグ」
と訓まうとすれば「ツグラヒ」と訓読し「ツグル」とい
ふ四段活用動詞を認めねばならない。しかるに「ツグ
ル」といふ四段活用動詞は上代文献に認め得ない故、こ
の訓は考慮外にして論を進める。

〔註6〕

高木市之助博士「変字法について（吉野の鮎所収）」参
照

〔註7〕

「しひがたりといふ（万葉十七号）」

〔註8〕

註6及び拙稿「同音節反覆の場合の用字法について（万
葉十二号）」参照